山形市国民保護計画

平成19年2月策定(令和6年2月改訂)

山 形 市

目次

第1編	総		
第1章	Ē ī	市の責務、市国民保護計画の趣旨、構成等 ・・・・・・・・・・・・・]
	1	市の責務並びに市の実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置・・・・・]
	2	市国民保護計画の趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	市国民保護計画の構成及び基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4	市国民保護計画の見直しと変更手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章	1	国民保護措置に関する基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1	国民保護措置に係る基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2	その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3章	i	関係機関の事務又は業務の大綱等 ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1	市及び関係機関の役割の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2	市及び関係機関の事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ę
	3	関係機関の連絡先等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第4章	ž i	市の地理的、社会的特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第5章	Ī ī	市国民保護計画が対象とする事態 ・・・・・・・・・・・・・ 1	6
	1	武力攻撃事態 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	6
	2	緊急対処事態 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2	(
	3	本市において特に留意すべき事項 ・・・・・・・・・・ 2]
第2編	平:	素からの備えや予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	3
第1章	重 统	組織、体制の整備等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	3
第一	1 i	市における組織、体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2	3
	1	市の各部等における平素の業務・・・・・・・・・・・・ 2	3
	2	市職員の参集基準等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	4
	3	消防機関の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	Ę
	4	国民の権利利益の救済に係る手続等 ・・・・・・・・・・ 2	6
第2	2	関係機関との連携体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・ 2	7
	1	基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	7
	2	県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	7
	3	近接市町村との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2	8
	4	指定公共機関等との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2	8
	5	ボランティア団体等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・2	8
第3	3	通信の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	ć
第4	1 1	青報収集・提供等の体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・ 3	(
	1	基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3	(
	2	警報等の伝達に必要な準備 ・・・・・・・・・・・・ 3	(
	3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 ・・・・・・・ 3]
	4	被災情報の収集、報告に必要な準備・・・・・・・・・・・ 3	2
第5	5 i	研修及び訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	2
	1	研修 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3	2
	2	訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	3
第2章		産難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え ・・・・・・ 3	4
	1	避難に関する基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 3	4

	2	避難実施要領のパターンの作成 ・・・・・・・・・・・ 3 5	5
	3	救援に関する基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 3:	5
	4	運送事業者の輸送力、輸送施設の把握等 ・・・・・・・・・・ 3 :	5
	5	避難施設の指定への協力 ・・・・・・・・・・・・・・ 3 6	6
	6	生活関連等施設の把握等 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6	6
第3章	重 华	物資及び資材の備蓄、整備等 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0	6
	1	市における備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6	3
	2	市が管理する施設及び設備等の整備、点検等・・・・・・・・・・・ 37	7
第4章		国民保護に関する啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1	7
	1	国民保護措置に関する啓発 ・・・・・・・・・・・・・ 37	7
	2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発・・・・・・ 38	3
第3編	武	力攻撃事態等への対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9	9
第1章	10000000000000000000000000000000000000	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 ・・・・・・・・・・・ 3 9	9
	1	事態認定前における緊急事態連絡室(仮称)の設置及び初動措置等・・・ 3 9	9
	2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 ・・・・・・・ 4	1
第2章	1 1	市対策本部の設置等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2	2
	1	市対策本部の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2	2
	2	通信の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47	7
	3	マニュアルによる運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47	7
第3章		関係機関相互の連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5	8
	1	国、県の対策本部との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 48	3
	2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請・・・・・ 48	3
	3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 ・・・・・・・・・・・ 48	3
	4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 ・・・・・・・・ 49	9
	5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・・・・・・・・・・・・・ 49	9
	6	市の行う応援等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5(С
	7	ボランティア団体等に対する支援等・・・・・・・・・・ 50	С
	8	住民への協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・ 5(С
第4章	主 1	警報及び避難の指示等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1	1
第1	1 1	警報の伝達等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1	1
	1	警報の内容の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1	1
	2	警報の内容の伝達方法 ・・・・・・・・・・・・・・ 5 2	2
	3	緊急通報の伝達及び通知 ・・・・・・・・・・・・・ 5:	3
	4	マニュアルによる運用 ・・・・・・・・・・・・ 5:	3
第2	2 1	避難住民の誘導等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5:	3
	1	避難の指示の通知及び伝達・・・・・・・・・・・・・・ 5:	3
	2	避難実施要領の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5 4	4
	3	避難住民の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55	9
	4	マニュアルによる運用 ・・・・・・・・・・・・・・ 6 1	1
第5章	直 排	数援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2	2
	1	救援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2	2
	2	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62	2
	3	救援の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2	2
	4	マニュアルによる運用 ・・・・・・・・・・・・・・ 6:	3

第6章	֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓	安否情報の収集、提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
	1	安否情報システムの利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
	2	安否情報の収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
	3	県に対する報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
	4	安否情報の照会に対する回答 ・・・・・・・・・・・・・・ 65
	5	日本赤十字社に対する協力 ・・・・・・・・・・・・・・ 66
	6	マニュアルによる運用 ・・・・・・・・・・・・・・ 66
第7章	Ē;	武力攻撃災害への対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
第1		武力攻撃災害への対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
	1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方 ・・・・・・・・・ 66
	2	武力攻撃災害の兆候の通報 ・・・・・・・・・・・・・・ 66
第2	: .	応急措置等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 7
	1	退避の指示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
	2	警戒区域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
	3	応急公用負担等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
	4	消防に関する措置等 ・・・・・・・・・・・・・・・ 69
第3	:	生活関連等施設等における災害への対処等 ・・・・・・・・・・・ $7\ 1$
	1	生活関連等施設の安全確保 ・・・・・・・・・・・・・・・ 7 1
	2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 ・・・・・・・・ 71
	3	武力攻撃原子力災害への対処 ・・・・・・・・・・・・ 72
第4	•	NBC攻撃による災害への対処 ・・・・・・・・・・・ 7 2
第8章	Ē ;	被災情報の収集及び報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4
第9章	Ē '	保健衛生の確保その他の措置 ・・・・・・・・・・・・・・ 75
	1	保健衛生の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
	2	廃棄物の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
第10	章	国民生活の安定に関する措置 ・・・・・・・・・・・・・・ 7 6
	1	生活関連物資等の価格安定 ・・・・・・・・・・・・・ 76
	2	避難住民等の生活安定等 ・・・・・・・・・・・・・・ 76
	3	生活基盤等の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
第11	章	特殊標章等の交付及び管理 ・・・・・・・・・・・・・・・ 77
第4編	復	旧等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
第1章	בֿ إ	応急の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
	1	基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
	2	公共的施設の応急の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・ 79
第2章	Ē ;	武力攻撃災害の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
第3章	ן בֿ	国民保護措置に要した費用の支弁等 ・・・・・・・・・・・・・ 80
	1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 ・・・・・・・ 80
	2	損失補償及び損害補償 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
	3	総合調整及び指示に係る損失の補てん ・・・・・・・・・ 80
第5編	緊	急対処事態への対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 1
	1	緊急対処事態への対処 ・・・・・・・・・・・・・・ 81
	2	緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項 ・・・・・・・・ 81
	3	緊急対処事態における警報の通知及び伝達 ・・・・・・・・・ 81
	4	特殊標章等の標章の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・ 82

5	国民経済上の措置の取扱い	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	8 2
6	備蓄、避難施設等に係る取扱い	\		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	8 2

用語集

1 法令等関係

I 法节等関係	*. *
用語	意義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成
	16年法律第112号)
	※ 武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を
	保護するため、国、地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措
	置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関す
	る措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めてい
	る。
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに
	国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)
	※ 武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処
	について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その
	他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法
	制の整備に関する事項などを定めている。
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成1
17/2-17/7/12	6年法律第114号)
	※ 武力攻撃事態等における対処措置等の的確かつ迅速な実施を図る
	ことを目的として、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その
	他の必要な事項を定めている。
 災害対策基本法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
火百八水巫平山	※ 国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、
	防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要
	な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めてい
国民 伊莱法长怎么	る。
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
	(平成16年政令第275号)
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに
	国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第25
	2号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情
	報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令(平成1
	7年総務省令第44号)
国際的な武力紛争におい	1949年8月12日のジュネーヴ諸条約、ジュネーヴ諸条約の国際
て適用される国際人道法	的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)
	等人道的考慮に基づいて作成された国際法のうち国際的な武力紛争に
	おいて適用されるものをいう。
国民の保護に関する基本	政府が、武力攻撃事態等(緊急対処事態)に備えて、国民保護措置(緊

指針	急対処保護措置)の実施に関し、あらかじめ定める基本的な指針をい
	う。(国民保護法第32条、第182条)
山形市地域防災計画	市の区域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために
	作成する防災に関する計画(災害対策基本法第5条、第42条)

2 武力攻撃関係

用 語	意 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
	(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第1号)
武力攻擊事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫し
	ていると認められるに至った事態をいう。
	(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第2号)
武力攻擊予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測さ
	れるに至った事態をいう。
	(事態対処法第2条第3号)
武力攻擊事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
	(国民保護法第2条第1項、事態対処法第1条)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生
	した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認めら
	れるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であるこ
	との認定が行われることとなる事態を含む。) であって、国家として緊
	急に対処することが必要なものをいう。
	(国民保護法第172条第1項、事態対処法第22条第1項)
武力攻擊災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、
	放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
	(国民保護法第2条第4項)
緊急対処事態における災	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負
害	傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
	(国民保護法第183条)
NBC	「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学) の略称を
	いう。
NBC攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。
ダーティボム	爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。
(汚い爆弾)	※ 核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射
	能による被害をもたらす。

3 機関等関係

用語	意 義
市国民保護協議会	市における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに、市国
	民保護計画を作成するための諮問機関として設置される協議会をい
	う。

	(国民保護法第39条)
指定行政機関	次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
	・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第
	49条第1項及び第2項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行
	政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機
	関
	・内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法
	律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
	・内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項
	並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
	・内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の
	3に規定する機関
	(事態対処法第2条第5号)
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮
	内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法
	第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)
	その他の国の地方行政機関であって、事態対処法施行令で定めるもの
	をいう。
	(事態対処法第2条第6号)
指定公共機関	独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第
	2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字
	社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信そ
	の他の公益的事業を営む法人であって、事態対処法施行令で定めるも
	のをいう。
	(事態対処法第2条第7号)
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業
	を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82
	号) 第1条の地方道路公社をいう。) その他の公共的施設を管理する法
	人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第1
	18号) 第2条第1項の地方独立行政法人をいう。) であって、あらか
	じめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
	(国民保護法第2条第2項)

4 住民関係

用語	意 義
避難住民等	避難住民及び武力攻撃被害による被災者をいう。
	(国民保護法第75条第1項)
要配慮者	災害対策基本法の規定により、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に
	配慮を要する者」をいう。(災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号)
	「その他の特に配慮を要する者」とは、妊産婦、傷病者、難病患者等
	が想定される。

避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自
	ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を
	図るため特に支援を要する者をいう。
	(災害対策基本法第49条の10第1項)
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が
	連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、
	効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。
	(災害対策基本法第2条の2第2号)

5 措置関係

用語	意 義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的
	な方針をいう。
	(国民保護法第2条第1項、事態対処法第9条第1項)
利用指針	国対策本部長が、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅
	速な実施を図るため、対処基本方針に基づいて定める港湾施設、飛行
	場施設、道路、海域、空域及び電波の利用に関するそれぞれの指針を
	いう。
	(特定公共施設利用法第6条、第10条、第12条、第13条、第1
	5条、第17条)
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに政府が定める緊急対処事態に関する対処
	方針をいう。
	(国民保護法第172条第1項、事態対処法第22条第1項)
国(事態)対策本部	対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するために設置する対策本
	部をいう。
	(事態対処法第10条)
国(事態)対策本部長	国(事態)対策本部の長をいう。(内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故
	があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。)
	(事態対処法第11条)
市(国民保護)対策本部	市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を行うために設置する対
	策本部をいう。
	(国民保護法第27条)
市(国民保護)対策本部	市(国民保護)対策本部の長をいう。(市長をもって充てる。)
長	(国民保護法第28条)
市緊急対処事態対策本部	市の区域に係る緊急対処保護措置の総合的な推進を行うために設置す
	る対策本部をいう。
	(国民保護法第183条(同法第27条準用))
市緊急対処事態対策本部	市緊急対処事態対策本部の長をいう。(市長をもって充てる。)
長	(国民保護法第183条(同法第28条準用))
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、
	地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規

	定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置(同項第
	六号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの
	者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。
	(国民保護法第2条第3項)
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定
	行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関
	が国民保護法第183条において準用する国民保護法の規定に基づい
	て実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置(緊急対処
	事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施
	する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に
	関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する
	措置をいう。
	(国民保護法第172条第1項)
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
	(国民保護法第52条第2項第1号)
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をい
	う。
	(国民保護法第52条第2項第2号)
	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に
N.E.IV.	あたって必要な物資及び資材をいう。
	(国民保護法第79条第1項)
 特定物資	救援の実施に必要な物資(医療品、食料、寝具その他国民保護法施行
	令で定める物資に限る。)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は
	輸送を業とする者が取り扱うものをいう。
	(国民保護法第81条第1項)
上 生活関連等施設	次のいずれかに該当する施設で、国民保護法施行令で定めるものをい
工口风还分泌队	う。
	・国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生
	活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
	・その安全を確保しなければ周囲の地域に著しい被害を生じさせるお
	それがあると認められる施設
	(国民保護法第102条第1項)
在 除地域次数	
危険物資等 	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出によれるため、身体、又は財産に対する台陰が生ずるなるれがある物質
	り人の生命、身体、又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質
	(生物を含む。)で、国民保護法施行令で定めるものをいう。
7+4444 A= +1-4m 4h	(国民保護法第103条第1項)
防災行政無線 	·都道府県防災行政無線
	都道府県、市町村等との間での地域防災計画に基づく災害情報の収
	集、伝達を行うために整備されている無線通信網
	・市町村防災行政無線
	災害が発生した場合、市町村が災害情報の収集を行うほか、地域住
	民に対して直接情報伝達を行うことを目的として設置される無線通

	信網	
(同報系防災行政無線)	市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場か	
	ら地域住民への災害情報の伝達に活用する無線通信網のことをいう。	
緊急情報ネットワークシ	総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国と地方公共団体間で緊	
ステム (Em-net)	急情報の通信(双方向)を行うシステム	
全国瞬時警報システム	弾道ミサイル情報、特別警報、大津波警報、緊急地震速報等、対処に	
(J-ALERT)	時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信	
	し、同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民ま	
	で緊急情報を瞬時に伝達するシステム	

第1編 総論

第1章 市の責務、市国民保護計画の趣旨、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市国民保護計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務並びに市の実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置

(1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

(2) 市が実施する国民保護措置

- ① 市長は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、 市国民保護計画で定めるところにより、市の区域に係る次に掲げる国民保護措置を実 施する。
 - ア 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する 措置
 - イ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - ウ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - エ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - オ 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- ② 市の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、市国民保護計画で定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務に係る国民保護措置を実施する。

(3) 市が実施する緊急対処保護措置

- ① 市長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、市国民保護計画で定めるところにより、市の区域に係る緊急対処保護措置を実施する。
- ② 市の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、市国民保護計画で定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施する。

2 市国民保護計画の趣旨等

(1) 市国民保護計画の趣旨

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、 武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、 市全体として万全の態勢を整備し、もって国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確か つ迅速に実施するために必要な事項を定める。

(2) 市国民保護計画の位置付けと定める事項

市国民保護計画は、国民保護法第35条及び第182条第2項の規定に基づき、市が 実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の基本となるもので、同法第35条第2項 各号及び第182条第2項に掲げる次の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する 事項
- ⑥ ①~⑤に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項
- (7) 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

3 市国民保護計画の構成及び基本的事項

(1) 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

編			内容
		第1編	総論
		第2編	平素からの備えや予防
本	編	第3編	武力攻撃事態等への対処
		第4編	復旧等
		第5編	緊急対処事態への対処
資	料編		

(2) 市国民保護計画の基本的事項

市国民保護計画の本編は、主に市が実施する国民保護措置の全体像を示すものとする。 また、関係機関の連絡先などデータとして整理する項目その他の資料、各種様式等に ついては、資料編を作成する。

なお、この計画で定める市が実施する国民保護措置に必要な詳細については、別途マニュアルを作成する。

4 市国民保護計画の見直しと変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、諮問機関である市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市 国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表 するなど、計画作成時と同様の手続等により行う。

ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は省略する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針及びその他の留意事項として定める。

1 国民保護措置に係る基本方針

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。この場合において、市は、個人情報の保護に留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、 国民に対し強制とならない範囲で、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。 また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要するものの保護に留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、市は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて 安全の確保に十分に配慮する。

(9) 市地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等の対処については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置の実施に際しては、山形市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

2 その他の留意事項

外国人への国民保護措置の適用については、日本国憲法第3章に規定する国民の権利及 び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用さ れるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃 災害から保護すべきことに留意する。

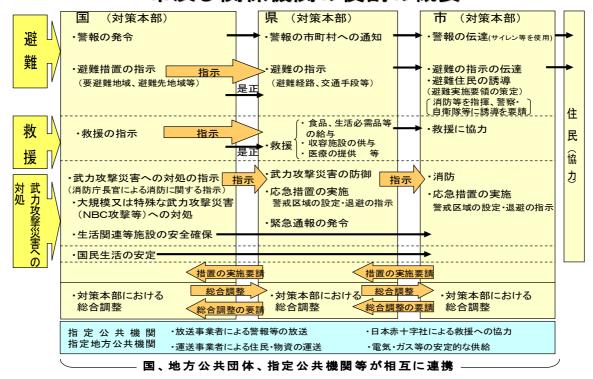
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関(国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関) と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である市及び関係機関の果たすべき役割や連絡 窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。

1 市及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である市及び関係機関(国、県、指定公共機関及び指定地方公 共機関)の役割の概要は、次のとおりである。

市及び関係機関の役割の概要



2 市及び関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方 公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

(1) 市

機関の名称	事務又は業務の大綱		
市	1 市国民保護計画の作成		
	2 市国民保護協議会の設置、運営		
	3 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営		
	4 組織の整備、訓練		
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整そ		
	の他の住民の避難に関する措置の実施		
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関す		
	る措置の実施		
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集そ		
	の他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施		
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施		
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施		

(2) 県

機関の夕新	事務又は業務の大綱					
機関の名称	事伤人は未伤り人禍					
県	1 県国民保護計画の作成					
	2 県国民保護協議会の設置、運営					
	3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営					
	4 組織の整備、訓練					
	5 警報の通知					
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区					
	域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実					
	施					
	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関す					
	る措置の実施					
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域					
	の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処					
	に関する措置の実施					
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に					
	関する措置の実施					
	10 交通規制の実施					
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施					

(3) 指定地方行政機関

機関の名称		事務又は業務の大綱
東北財務局	1	地方公共団体に対する災害融資
(山形財務事務所)	2	金融機関に対する緊急措置の指示
	3	普通財産の無償貸付
	4	被災施設の復旧事業費の査定の立会
山形労働局	1	被災者の雇用対策
東北農政局	1	武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
(山形県拠点)	2	農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	1	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
(山形森林管理署)		
東北地方整備局	1	被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
(山形河川国道事務所)		
東北運輸局	1	運送事業者への連絡調整
(山形運輸支局)	2	運送施設及び車両の安全保安
仙台管区気象台	1	気象状況の把握及び情報の提供
(山形地方気象台)		

(4) 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊	1 武力攻撃事態等における侵害の排除	
	2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関	
	が実施する国民保護措置の支援等	

(5) 関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱		
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等		
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含		
	む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送		
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送		
	2 旅客及び貨物の運送の確保		
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置にお		
	ける協力		
	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的		
	取扱い		
電気事業者	1 電気の安定的な供給		
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給		
水道事業者	1 水の安定的な供給		
郵便事業を営む者	1 郵便の確保		
一般信書便事業者	1 信書便の確保		
病院その他の医療機関	1 医療の確保		
河川管理施設、道路の管	1 河川管理施設、道路の管理		
理者			
日本赤十字社	1 救援の協力		
	2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答		
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節		
	2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確		
	保を通じた信用秩序の維持		

3 関係機関の連絡先等の把握

市は、県、指定地方行政機関、自衛隊、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関などの国民保護措置に関係する機関の連絡先等(担当部署、連絡方法等)を平素から把握する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地 形

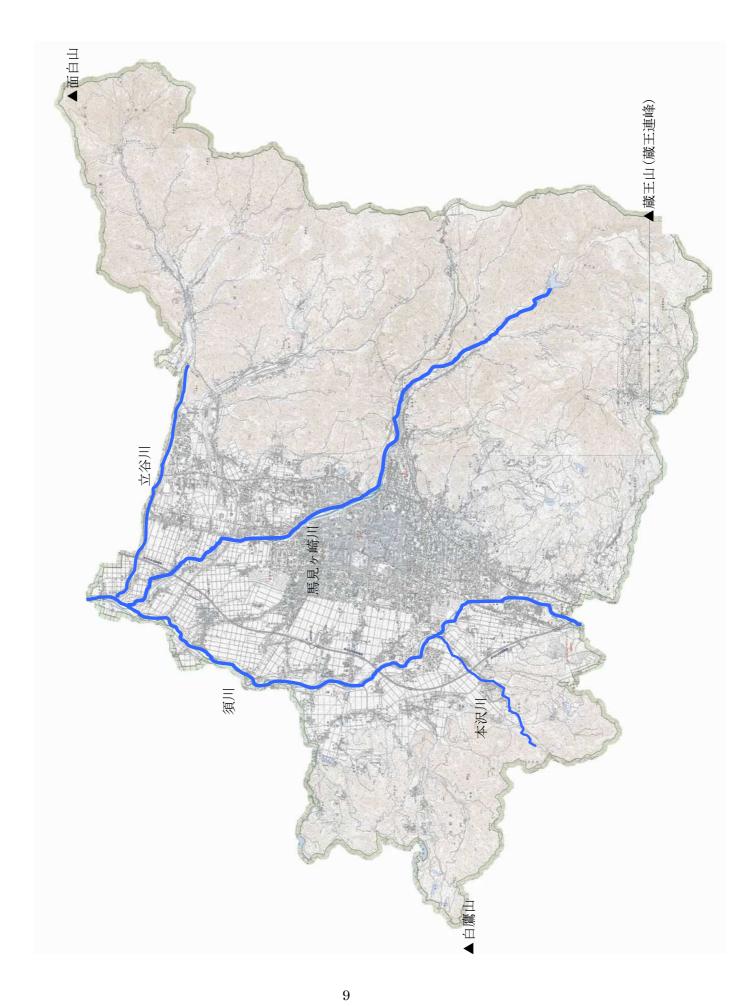
本市は、山形県の中央から南よりに位置し、南は上山市、北は天童市、西は山辺町及び中山町、東は仙台市及び川崎町に接し、東西 21.5 km、南北 27.5km、周囲 114 kmで面積は 381.58km²である。

本市の地形の第1の特徴は、東南端が蔵王山(蔵王連峰)頂、東北端が面白山山頂、西南端が白鷹山山頂と3方山に囲まれた盆地であること、第2の特徴は山岳、丘陵地帯が市の面積の約65%を占めていること、第3の特徴は馬見ヶ崎川扇状地に市の大部分が形成されていること、第4の特徴は東西の山岳から多くの河川が流れて複雑な地形を形作っていることがあげられる。

市の東部の奥羽背陵山脈には蔵王火山及び面白火山が、西部の出羽丘陵には白鷹火山があり、特に蔵王火山は今も小活動を続けている。

河川は、扇状地を形成している馬見ヶ崎川、立谷川、本沢川及び南から北へ西部を流れる須川などの1級河川があり、いずれも須川に合流して最上川にそそいでいる。

このように、本市は山に囲まれた盆地であり、多くの河川が流れて複雑な地形を形成していることから、避難路が限定される可能性を考慮した体制を整備する必要がある。



(2) 気候

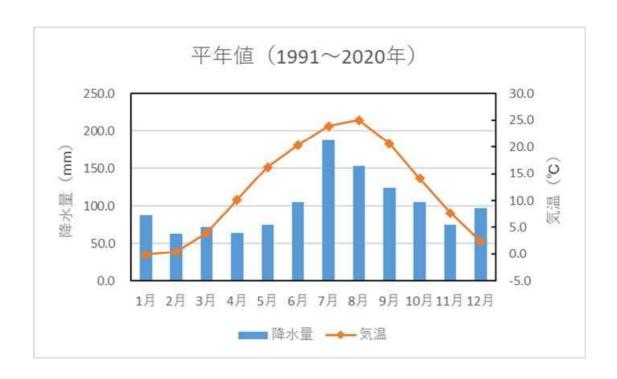
山形県の気候は、亜寒帯湿潤気候に属し、日本海側多雪気候区に分類される。この中にあって、本市の気候は、奥羽、越後の両山系に囲まれ海洋から完全に遮断されているため、際立った内陸型気候の特徴を持っている。すなわち、夏と冬、昼と夜の気温較差はかなり大きく、冬期の最低気温が-20.0℃に達した記録がある反面、昭和8年7月25日の40.8℃の気温は、平成19年まで日本最高気温の記録であった。

また、降水量は、一年間 1,200 mm前後と県内でも少なく、降雪も越後山系にさえぎられるため県内では比較的少ない地域となっている。風は、地形から年間を通じて南、北から吹くことが多く、風速は概して弱く、冬の季節風もおだやかである。

このように、本市の気候は県内各地と比較すれば穏やかではあるものの、寒暖の差や 冬期間における積雪などに配慮した避難誘導が求められる。

気温及び降水量

出典: 気象庁 web サイト 統計データベース



(3) 人口分布

本市の、人口の状況は次に掲げるとおりであるが、その動向の特徴は以下のとおりである。

- ① 総人口数は減少傾向であるが、高齢者層の割合が増加している。
- ② 流出入人口が多く存在する。
- ③ 夜間人口より昼間人口が多い。
- ④ 外国人が増加している。

項目	平成 22 年国勢調査数値	平成 27 年国勢調査数値	令和2年国勢調査数値
総人口	254, 244	253, 832	247, 590
(年齢不詳含む)			
男	121, 433	121, 575	119,001
女	132,811	132, 257	128, 589
15歳未満	33, 346	31, 869	29, 120
(その割合)	13.2%	12.7%	12.0%
15~64 歳	157, 947	151, 271	140,796
(その割合)	62.6%	60.1%	58.1%
65歳以上	60,882	68,745	72,341
(その割合)	24.1%	27.3%	29.9%
夜間人口	254, 244	253, 832	247, 590
昼間流入人口	38, 566	38, 583	
昼間流出人口	19, 517	21, 359	_
昼間人口	273, 293	271,056	_
外国人	1, 128	1, 037	1, 156
(〃登録数)	(1, 180)	(1, 122)	(1, 405)

以上のことから、高齢者や外国人の中で予想される要配慮者の避難誘導の在り方を検討しておくとともに、流出入人口の実態に即して平素から近隣市町村との連携を密にしておく必要がある。

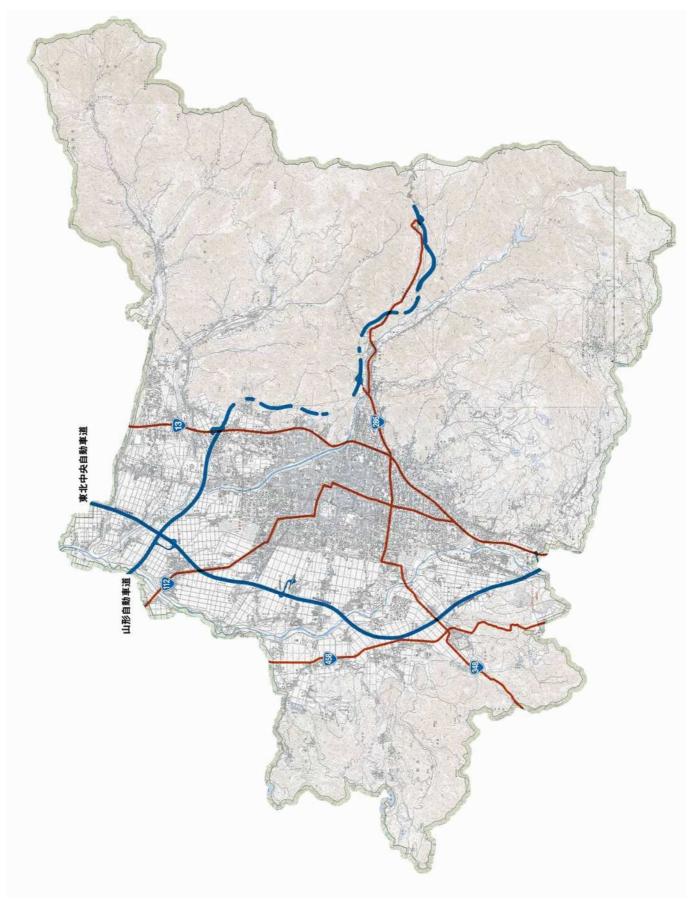
(4) 道路の位置等

市内の道路延長は、1,608km で、その内訳は高速道路 40km、国道 30km、県道 198km、 市道 1,340 kmである。

主な道路として、高速道路は市域を東西に走る山形自動車道と南北に走る東北中央自動車道がある。主要な国道としては、東部を南北に走る13号線、本市から庄内地域を結ぶ112号線、仙台市を結ぶ286号線、置賜地域を結ぶ348号線などがある。さらに、主要地方道、一般県道、市道などが補完する形で網羅されているが、市道を中心に未改良のところもある。

このことから、避難路として一定の道路が確保されているが、未改良箇所を把握する

とともに効率のよい経路の選定に留意する必要がある。



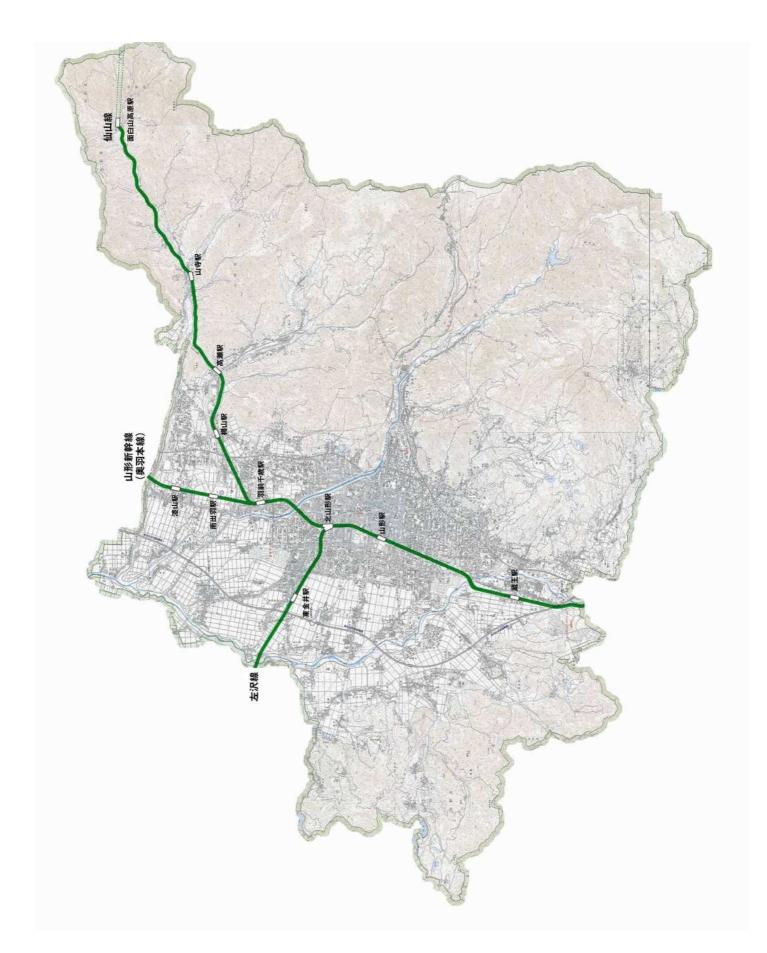
(5) 鉄道の位置

市内に路線を有するのは東日本旅客鉄道株式会社1社である。

本市に関係する営業路線は、福島市から本市を経由して青森まで結ぶ奥羽本線、本市 と仙台市を結ぶ仙山線、同じく大江町を結ぶ左沢線の3線がある。

また、市内に所在する駅の数は11であり、奥羽本線関係は蔵王、山形、北山形、羽前千歳、南出羽、漆山の6駅、仙山線関係は(山形、北山形、羽前千歳、)楯山、高瀬、山寺、面白山高原の7駅、左沢線関係は(山形、北山形、)東金井の3駅である。

このように、鉄道を利用した避難の交通手段としては、地域によっては有効であり、 その活用の在り方を検討する必要がある。



(6) 観光客

本市の観光は、鮮やかな四季の変化、緑豊かな自然、蔵王などの豊富な温泉、地域に根ざした祭りやイベント、貴重な歴史・文化的遺産である山寺、山形城址、さらには文翔館などの個性的な観光資源に、近代的な街並みなどの景観が相まって、独自の個性やイメージを形成しているといわれ、近年では蔵王・山寺を中心に年間 155 万人を超える観光客が訪れている。

これら観光地等においては、地理に不案内な多くの人々を避難させるなどの対応を求められることが想定されるため、その対処や連携体制の整備が必要である。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻擊事態(県国民保護計画抜粋)

(1) 武力攻撃事態の類型

次表に掲げる4類型を対象とする事態として想定するものとし、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおりである。

事態類型	想定
1 着上陸	(1) 事態の概要
侵攻	○ 侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から
	地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻する事態をいう。
	(2) 特徴
	○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、そ
	の期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、
	戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武
	力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
	○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形
	を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
	○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可
	能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用
	の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となり
	やすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や
	弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
	○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えら
	れ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二
	次災害の発生が想定される。

(3) 留意点

○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

2 ゲリラ

や特殊部 隊による 攻撃

(1) 事態の概要

○ ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。

(2)特徵

- 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティボムが使用される場合がある。

(3) 留意点

○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、 市町村(消防機関を含む。)と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連 携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その 後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切 な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又 は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うこ とが必要である。

3 弾道ミサイル攻

(1) 事態の概要

サイル攻 撃 ○ 弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃をいい、大量破壊兵器 (核、生物、化学兵器)を搭載して攻撃することも可能である。

(2)特徴

- 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を 特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着 弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又は NBC 弾頭)を着弾 前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の 様相及び対応が大きく異なる。
- 通常弾頭の場合には、NBC 弾頭の場合と比較して、被害は局限され、 家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(3) 留意点

○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速 な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であ り、屋内への避難や消火活動が中心となる。

4 航空攻

擊

(1) 事態の概要

○ 重要施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどに より急襲的に行われる攻撃をいう。

(2)特徴

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易 であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難で ある。
- 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力 を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となる ことも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となるこ ともあり得る。
- なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも 考えられる。
- 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(3) 留意点

○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(2) NBC 攻撃の場合の対応

特殊な対応が必要である NBC 攻撃において想定される被害及び留意点は、次のとおりである。

種別	対応
1 核兵器	○ 核兵器を用いた攻撃(以下「核攻撃」という。)による被害は、当初は
等	主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射
	性降下物や中性子誘導放射能(物質に中性子線が放射されることによっ
	て、その物質そのものが持つようになる放射能)による残留放射線によ
	って生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、
	物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残
	留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)から
	の放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線
	に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたら
	すが、②の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風
	下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による
	熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。
	○ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によ
	って上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被
	害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大する
	ことが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ば
	くにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染さ
	れた飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害
	が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、
	手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制
	するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染
	された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服
	用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への
	立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を
	適切にすることが重要である。
	○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に は1. エル 担帯ではまるが、爆薬による爆薬の地震した料性による地震な
	比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害を
	もたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ○核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員
	を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の
	拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
2 生物兵	○ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発
器	症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布さ
нн	れたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
	○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへ
	の感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被
	害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場

	合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
	○ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等
	サーベイランス(疾病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感
	染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うこと
	が重要である。
3 化学兵	○ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、
器	空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有の
	においがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異
	なる。
	○ このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知
	及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に
	誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能
	な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要であ
	る。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された
	地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態(県国民保護計画抜粋)

次表に掲げる4事態例を対象とする事態として想定するものとし、それぞれの事態例及び 被害の概要については、次のとおりである。

M - M - 1	2V . C(4, 1)(v) C 40 9 C 60/30				
事態例	想定				
1 危険性	(1) 事態例				
を内在す	・原子力事業所等の破壊				
る物質を	・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破				
有する施	・危険物積載船への攻撃				
設等に対	・ダムの破壊				
する攻撃	(2)被害の概要				
が行われ	① 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害				
る事態	○ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。				
	○ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。				
	② 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被				
	害				
○ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、 ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。					
	○ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及				
	び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。				

	④ ダムが破壊された場合の主な被害					
	○ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものと					
2 多数の	(1) 事態例					
人が集合	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破					
する施設、	・列車等の爆破					
大量輸送	(2)被害の概要					
機関等に	○ 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破によ					
対する攻	る人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なもの					
撃が行わ	となる。					
れる事態						
3 多数の	(1) 事態例					
人を殺傷	・ダーティボム等の爆破による放射能の拡散					
する特性	・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布					
を有する	・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布					
物質等に	・水源地に対する毒素等の混入					
よる攻撃	(2)被害の概要					
が行われ	○ 武力攻撃事態における NBC 攻撃の場合と同様の被害である。					
る事態						
4 破壊の	(1) 事態例					
手段とし	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ					
て交通機	・弾道ミサイル等の飛来					
関を用い	(2)被害の概要					
た攻撃等	○ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって					
が行われ	被害の大きさが変わる。					
る事態	○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。					
	○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、					
	ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。					

3 本市において特に留意すべき事項

県国民保護計画においては、本県において特に留意すべき事項について、『想定される武力攻撃事態及び緊急対処事態において、本県の地理的、社会的特徴を踏まえた場合、日本海沿岸に海岸線を有することから、地形的には着上陸侵攻が可能と思われる地域が存在する。また、原子力関連施設は存在しないものの、石油コンビナート施設をはじめとした危険物施設や鉄道、ダム等があり、これらの施設に対する特殊部隊やゲリラによる攻撃が想定され、また、都市部に対する弾道ミサイル攻撃も想定される。緊急対処事態においては、特殊部隊やゲリラによる攻撃と同様の事態が想定される。

一方、基本指針においては、「我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結後

10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている」とされている。

そこで、以上の情勢を踏まえ、本県における留意すべき事項としては、着上陸侵攻やこれと連携した航空攻撃の可能性はまったくないものとはいえないが、当面は、石油コンビナート施設等への特殊部隊やゲリラによる攻撃や<u>都市部を対象とした弾道ミサイル攻撃</u>が想定され、また、緊急対処事態においては、<u>都市部における各種テロ等</u>も想定されることから、これらの事態に対する対処を的確かつ迅速に行うことが重要となる。

なお、県域における事態の想定については、国からの情報等を踏まえ、関係機関と連携 しながら、今後とも研究を行っていく。』と示されている。

このことから、本市においては、上記下線部において特に留意が必要となる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織、体制の整備等

第1 市における組織、体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部等における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。

なお、国民保護に関する業務の総括、各部等間の調整、企画立案等については、総務部 防災対策課が所管する。

₩7 <i>FK </i>	対象球が A				
部等名	平素の業務				
総務部	・市国民保護協議会の運営に関すること				
	・市国民保護計画の見直しに関すること				
	・国民保護に係る関係機関との連携調整に関すること				
	・避難実施要領の策定に関すること				
	・非常通信体制の整備に関すること				
	・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体				
	制の整備に関すること				
	・情報、連絡体制の整備に関すること				
	・市国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部に関すること				
	・物資及び資材の備蓄等に関すること				
	・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関すること				
	・特殊標章等の交付及び管理に関すること				
財政部	・被害住宅調査体制の整備に関すること				
	・応急用物資及び資器材の調達体制の整備に関すること				
企画調整部	・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関すること				
市民生活部	・避難施設の運営体制の整備に関すること				
	・安否情報の収集・提供体制の整備に関すること				
	・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制の整備に関すること				
健康医療部	・生活用水の確保体制の整備に関すること				
	・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること				
環境部	・生活用水の確保体制の整備に関すること				
	・ごみ、汚物及び廃棄物処理体制の整備に関すること				
福祉推進部	・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援				

	体制の整備に関すること			
	・日本赤十字社山形市地区及び山形市社会福祉協議会との連絡調整			
	に関すること			
こども未来部	・所管施設の復旧に関すること			
商工観光部	・食料及び生活必需品に係る供給、調達体制の整備に関すること			
農林部	・食料(米など)の供給、調達体制の整備に関すること			
まちづくり政策部	・応急仮設住宅の供給体制の整備に関すること			
	・所管施設の復旧に関すること			
都市整備部	・応急仮設住宅の供給体制の整備に関すること			
	・所管施設の復旧に関すること			
消防本部	・武力攻撃災害への対処に関すること (救急、救助を含む。)			
	・住民の避難誘導に関すること			
上下水道部	・飲料水の確保に関すること			
	・所管施設の復旧に関すること			
市立病院	・市立病院における医療体制の整備に関すること			
教育委員会	・市立学校における国民保護の啓発に関すること			
共通事項	・各部局所管の生活関連等施設の安全確保に関すること			
	・各部局の管理する公共施設等の安全確保に関すること			

2 市職員の参集基準等

(1)職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部等との連携強化を図りつつ、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当課体制	総務部防災対策課の担当職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として市国民保護対策本部体制に準じて職員の参
	集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況
	に応じ、その都度判断

③市国民保護対策本部体制 全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準				
事態認定前	市の全部等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な				
	場合				
	市の全部等での対応が必要な場合				
事態認定後	市国民保護対策	市の全部等での対応は不要だが、情報収集	1		
	本部設置の通知	等の対応が必要な場合			
	がない場合	市の全部等での対応が必要な場合	2		
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合				

* ①及び②の体制の判断は、総務部長が行う。

(4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話、メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市は、参集予定職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部が設置されるまでの応急対策において市長に事故ある場合は、次の順序で事務を取り扱う。

- 副市長
- ② 総務部長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①から③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1)消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における 初動体制を整備するとともに職員の参集基準を定める。

その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との綿密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施で

きる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の促進

市は、消防団が、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、 地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、 施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 * 法は「国民保護法」をいう。

損失補償	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
(法第159条第1項)	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1・5項)
	車両等の破損措置に関すること。
	(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第
	76条の3第2項後段)
実費弁償	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1・2項)
(法第159条第2項)	
損害補償	国民への協力要請によるもの
(法第160条)	(法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1
	項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)
不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところ

により、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管するなどの配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及 び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延 長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公 共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連 携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係 機関の意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県との連携体制の整備

市は、市の区域内に係る国民保護措置が円滑に実施できるよう、県との緊密な関係を確保する。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難方法や救援を行う場合の経路、運送手段、武力攻撃の状況等に関し、 県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、 近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関 し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、 武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村 相互の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

市は、市の区域に係る国民保護措置が円滑に実施できるよう、指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、地域の医療機関、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 民間事業者等との連携体制の整備

市は、民間事業者等から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防 災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整 備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、当該 事業者等との連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、応急対策等における重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会及びその他の電気通信事業者との連携に十分配慮する。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) 及び全国瞬時警報システム (J-ALERT) を活用する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

- ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作 施 の習熟を含めた管理、運用体制の構築を図る。
- 設 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線、 ・ 無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等 設 の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- 備 ・無線通信ネットワークの整備、拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間 面 の連携を図る。
 - ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な 非常通信設備を定期的に総点検する。
- 運 ・夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集、連 用 絡体制の整備を図る。
- 面・緊急情報ネットワークシステム (Em-net) 及び全国瞬時警報システム (J-ALERT) による情報通信の確保のため、情報伝達訓練及び導通試験を確実に実施する。
 - ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎 への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践 的通信訓練の実施を図る。
 - ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時に おける運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用 移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法 等についての十分な調整を図る。
- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割、責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとと もに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びそ の他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達でき るよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集 又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施する ための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び 提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

警報を通知すべき関係機関については、別に定めるとおりである。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努める。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室 長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて(通知)」)については、訓練や視聴放 送等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に、昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間業者が警報の内容の伝達や地域の避難誘導等を主導的に実施できるよう、各種の取り組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取り組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集のための準備

市は、安否情報の収集等を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し収集について協力を求める可能性がある関係機関の所在、連絡先等について、既存の資料に基づいてあらかじめ把握する。

(2) 安否情報の整理、報告及び提供のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、その責任体制を整備するとともに、必要な訓練、研修を行う。また、あらかじめ、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法、収集先等)を把握する。

(3) 安否情報の種類及び報告様式

市が、安否情報として収集、報告すべき事項は次のとおりである。また、市は、避難 住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、安否情報省 令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集、報告すべき事項】

- 1 避難住民(負傷した住民も同様)
 - 氏名
 - ② フリガナ

- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所 (郵便番号含む)
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①~⑥のほか、個人を識別するための情報(①~⑥のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
- ⑧ 負傷 (疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ① 連絡先その他必要情報
- ② 親族・同居者からの照会への回答の希望
- ③ 知人からの照会への回答の希望
- ④ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表への同意
- 2 死亡した住民

(上記①~⑦に加えて)

- (15) 死亡の日時、場所及び状況
- (ii) 遺体が安置されている場所
- ① 連絡先その他必要情報
- 図 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意

4 被災情報の収集、報告に必要な準備

(1)情報収集、連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集、連絡に必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集、連絡に当たる担当者に対し、情報収集、連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて 国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り 方について必要な事項を定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する職員の資質の向上を図るため、消防大学校、県職員育成センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、 多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県の職員、危機管理に関する知見を有する 自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積 極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るため、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃事態への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報、避難指示等の伝達訓練及び被災情報、安否情報に係る情報収集、報告訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 住民の避難誘導や救援等に係る訓練の実施に当たっては、社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から

意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

- ④ 市は、町内会・自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災や地震等時の避難計画等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市が、避難、救援及び武力攻撃災害への対処など、国民の保護のために実施すべき措置に関する平素からの備えに必要な事項について定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、次のような基礎的資料を準備する。

- 区域内住宅地図
- 近隣市町村の地図
- 関係区域内道路網図
- · 区域内人口、世帯等資料
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト
- ・ 収容施設(避難所(長期避難住宅を含む。)及び応急仮設住宅として活用できる土 地、建物等のリスト
- ・ 給水拠点となる配水池、応急給水槽等施設配置図
- ・ 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関の連絡先一覧
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 町内会、自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ・ 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿
- (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な

者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿や県が作成している「要配慮者支援指針」を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害、福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるように職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これらの企業の協力が得られるよう、連携、協力の関係を構築する。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所(以下この項において「事業所等」という。)における避難に関して、時間的余裕がない場合においては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえ、平素から、事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察、自衛隊等と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、 観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施 要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等についても配慮するものとする。

3 救援に関する基本的事項

市は、県が行う救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合をかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整しておくとともに、必要となる資料を準備する。また、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力、輸送施設の把握等

市は、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、県と連携して、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する次のような情報を把握しておく。

- ① 輸送力に関する情報
 - ・ 保有車両等(鉄道、バス等)の数、定員
 - 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法
- ② 輸送施設に関する情報
 - 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保

有する市の区域に係る運送経路の情報を把握しておく。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有し、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(2) 市が管理する公共施設等の安全確保

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、 必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実 施する。この場合において、県警察との連携を図る。

また、市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により公の施設を管理する指定管理者に対して、市の措置に準じた措置をとるように求める。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備等

市が、国民保護措置の実施に当たり必要となる物資及び資材の備蓄、整備について定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた 物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と 防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる 物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

(3) 県、他の市町村等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄、整備について、県と密接な連携のもとで対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資 及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に 関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備等の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備、点検

市は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する 既存の予防措置を活用しつつ、2系統受電設備や自家発電設備の整備等により、代替性 の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、 その他土地及び建物に関する証明資料等について適切な保存を図るとともに、そのバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身に付け、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を 通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住 民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発との連携を図り、消防団及び自主防災組織の特性を生かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応

能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、市は、弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民が取るべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

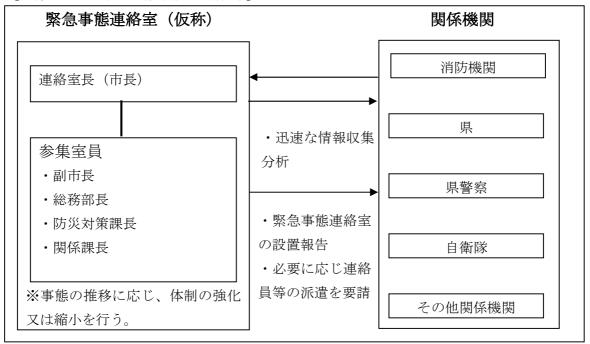
また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制に必要な事項について定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室(仮称)の設置及び初動措置等

- (1) 緊急事態連絡室(仮称)の設置
 - ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室(仮称)」を設置する。「緊急事態連絡室(仮称)」は、市対策本部員等のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。
 - ② 県から、県の危機対策本部等の設置の連絡を受けた場合は、事態の状況に応じて本市においても速やかに「緊急事態連絡室(仮称)」を設置するものとする。
 - ③ 「緊急事態連絡室(仮称)」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該 事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の 関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、「緊急事態連絡室(仮称)」を設置 した旨について、県に連絡を行う。

この場合、「緊急事態連絡室(仮称)」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の事情により、市職員が当該事案の発生を把握した 場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

(2) 初動措置の確保

- ① 市は、「緊急事態連絡室(仮称)」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る
- ② 市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。
- ③ 政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。
- (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

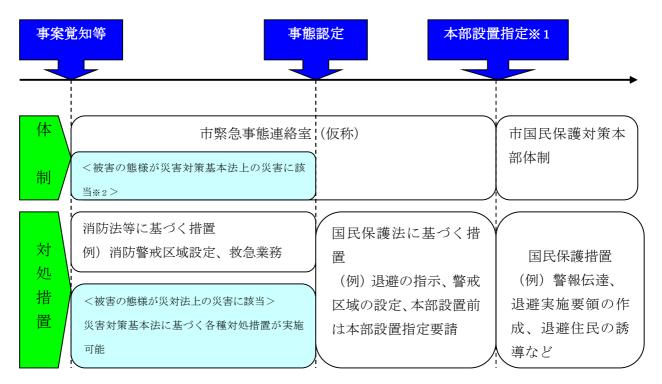
(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室(仮称)」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、 対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置し て新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室(仮称)」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指 定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発・放射性物質の大量放出、 船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われた当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、1に準じて即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

※【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室(仮称)を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び都道府県知事を通じて市対策 本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

また、事前に「緊急事態連絡室(仮称)」を設置していた場合は、市対策本部に切り 替えるものとする。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム 等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

※ 一斉参集システム

大規模災害発生時において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定 した職員(携帯電話等)に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム。

④ 市対策本部の開設

市対策本部長は、市庁舎庁議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いるため、通信の状態を確認する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、

次の順序で開設場所を変更する。また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市 対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について 協議を行う。

ア 山形国際交流プラザ

イ 山形市総合福祉センター

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請

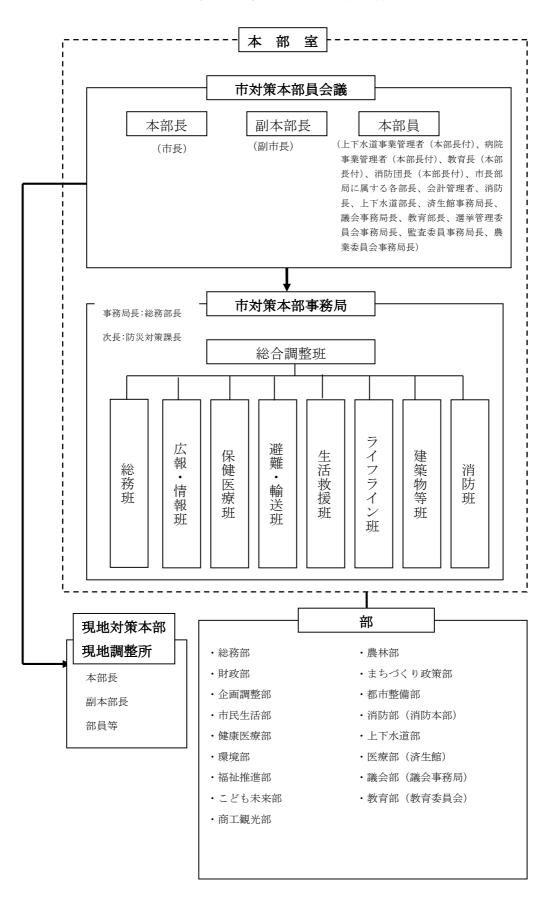
市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市に おける国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経 由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成は次のとおりとする。

なお、市対策本部の組織及び運営について必要な事項は、「山形市国民保護対策本部及 び緊急対処事態対策本部運営規程」として別に定める。

山形市国民保護対策本部組織構成図



(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

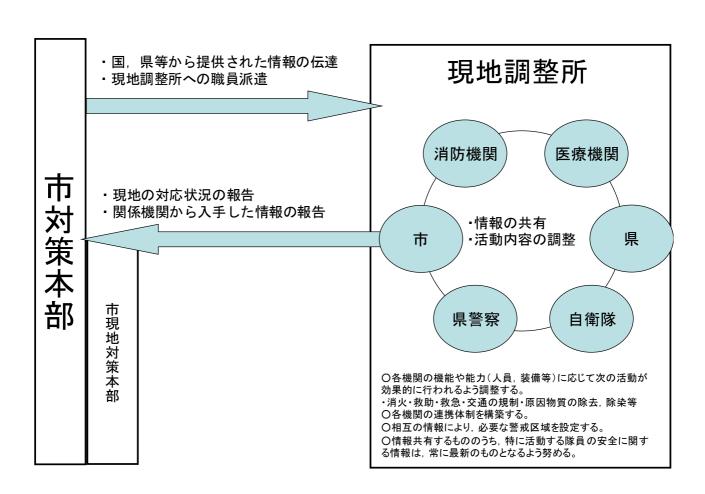
市長は、被災現場における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所のイメージ】



※<現地調整所の性格について>

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得る。この場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。
 - (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整 市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要 があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。
- ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共 機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができ る。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関 及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請すること を求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係す

る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提供を求めることができる。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の 内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1)情報通信手段の確保

市は、電気通信事業者及び電気通信設備を有する関係省庁や地方公共団体等の臨時を 含む通信回線を利用し、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難 先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

使用する端末は、加入電話、携帯電話(衛星含む。)、移動系防災行政無線、インターネット、LGWAN総合行政ネットワーク等を使用する。

(2)情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、市の所有する情報通信手段の機能確認を行うとともに、その施設に支障が生じた場合は、直ちに要員を現地に派遣し応急復旧作業に当てる。また、その 状況を、直ちに県を通じて総務省に連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、市の通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信 統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 マニュアルによる運用

市は、市対策本部の設置等に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

1 国、県の対策本部との連携

(1) 国、県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国、県の現地対策本部との連携

市は、国、県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、 当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要 に応じて、県、国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うと ともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

市は、国現地対策本部長が、国現地対策本部と関係地方公共団体国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催した場合は、これに参加し、国民保護措置に関する情報の共有を図る。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかに して行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に 必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の 長への要請を行うよう求める。

この場合において、市は、要請を行うよう求める理由、活動内容等をできる限り具体 的に明らかにして行う。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、 自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等 により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該 区域を担当区域とする山形地方協力本部長(第一順位)又は第6師団長(第二順位)を 通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊に あっては当該区域を警備区域とする舞鶴地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担 当区域とする中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

この場合において、市は、市地域防災計画の定めに準じて事務手続等を行う。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において直接又は市対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
 - ① 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
 - ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、 その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、知事等に対し応援を求める。

- (3) 事務の一部の委託
 - ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
 - ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、市長は、その内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1) の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために 緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣 が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経

由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1)他の市町村に対して行う応援等
 - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保するための適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動の安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録、派遣調整等の受入体制の確保に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容を公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

・避難住民の誘導・避難住民等の救援

- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。

1 警報の内容の伝達等

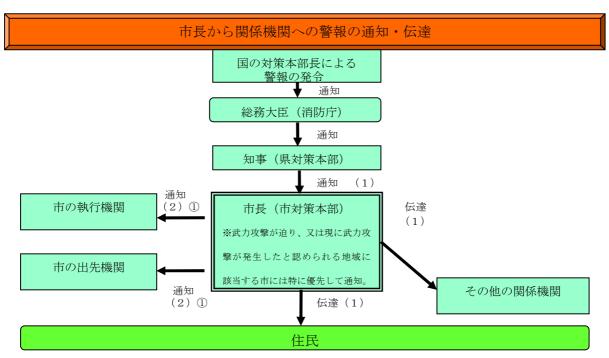
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、 手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、町内会・ 自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、土地改良区、商工会議所、青年会 議所、病院、学校など)にその内容を伝達する。

- (2) 警報の内容の通知
 - ① 市は、当該市の他の執行機関及びその他の関係機関(教育委員会、市立病院、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。

【警報に定める事項(国民保護法第44条第2項)】

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 ※②に該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/)に警報の内容を掲載する。



※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

なお、消防団や自主防災組織による伝達、町内会・自治会等への協力依頼などの防災 行政無線等による伝達以外の方法も活用する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、国が定めたサイレンは使用せず、武力攻撃事態 等において警報が発令された事実等を住民に周知する。なお、市長が特に必要と認め る場合には、サイレンを使用して周知を図る。

※

全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防本部と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなど

により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両、装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会・自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員により拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿等の活用を図るなど、避難行動要支援者に迅速かつ正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、 原則として、サイレンは使用しないこととする。また、その他は警報の発令の場合と同 様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達、通知方法については、原則として警報の伝達、通知方法と同様とする。

4 マニュアルによる運用

市は、警報の伝達等に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

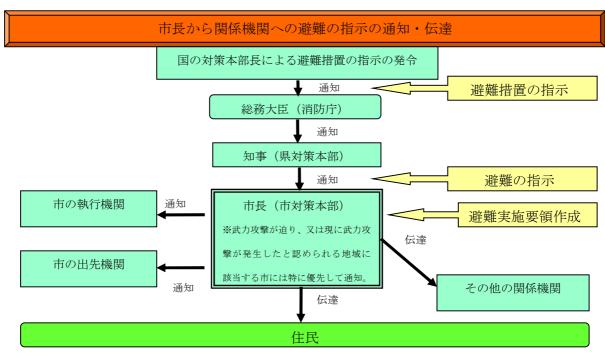
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。 市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、 避難の指示の住民等への通知、伝達及び避難住民の誘導に必要な事項について定める。

1 避難の指示の通知及び伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被 災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況につ いて、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- ※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。

【避難措置の指示の通知の仕組み図】



※市長は、避難の指示を受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知、伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じて、次の事項を定めた避難実施要領の案を作成する。

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ 避難の実施に関し必要な事項

当該案については、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知、伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

なお、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直 ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の項目

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会・町内会、事務所 などの地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合 に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職員及び消防 団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施 するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

① 避難住民の携行品及び服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるよう、必要最低限の携行品及び服装について記載する。

- ② 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。
- (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合) (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定、自家 用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対 策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【避難住民の誘導・パターン別】

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイルは、極めて短時間で我が国に着弾することが予想されることから、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。
- ② 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍の コンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設 に避難することとなる。

③ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長=警報の発令、避難措置の指示

↓ (その他、記者会見等による国民への情報提供)

知事=避難の指示

 \downarrow

市長=避難実施要領の策定

- イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令
 - ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準ずる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時

の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合 には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要 がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、 自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難 の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現 場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施 できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。
 - 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」~「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた 移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、 県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難 や移動による避難を決定することとなる。

特に、この場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない ことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持っ てもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う 避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範 囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の 総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが 競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開 始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

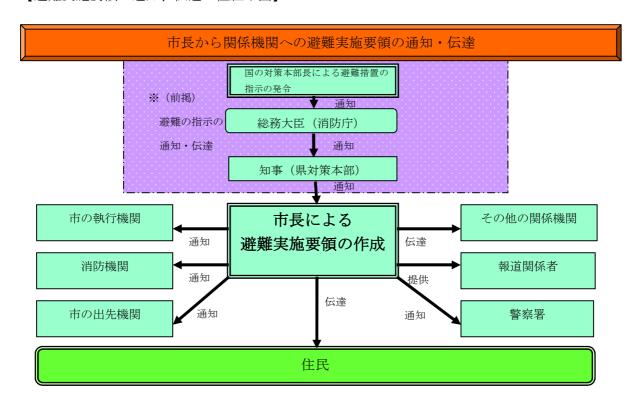
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(特定公共施設利用法第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団 長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会・町 内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りで はない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向に あることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車 のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2)消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、 自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者 に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市 長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関 による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模、状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 大規模集客施設等との連携

市長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設等、不特定多数の者が利用する施設において避難が必要となる場合においては、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を実施する。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、 行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。その際、民生委員児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等によ

り危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11)通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の 求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本 部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14)避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

4 マニュアルによる運用

市は、避難住民の誘導等に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

第5章 救援

市長は、知事からの指示などにより、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するための救援を行う必要があることから、その内容等について定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に 著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して、国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。 以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する 場合には、知事に対して、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出る よう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

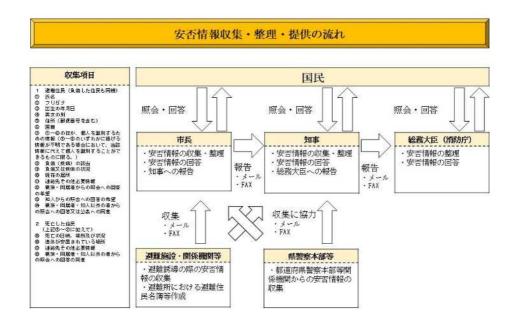
4 マニュアルによる運用

市は、救援に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより 運用する。

第6章 安否情報の収集、提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、 その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回 答に必要な事項について定める。

※安否情報の収集、整理及び提供の流れは、次のとおりである。



1 安否情報システムの利用

市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する安否情報システムを利用する。

ただし、武力攻撃事態における災害により安否情報システムによることができない場合には、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行い、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法を利用できるものとする。

2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、 住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して 行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の

範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

3 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メール、FAXで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

4 安否情報の照会に対する回答

- (1) 安否情報の照会の受付
 - ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対 策本部を設置すると同時に住民に周知する。
 - ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の 照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な 目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的 に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死 亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、 照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目 を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の 氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷 又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情

報については、安否情報回答責任者が判断する。

5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮 しつつ、情報の提供を行う。

6 マニュアルによる運用

市は、安否情報の収集及び提供に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により 多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずる ため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が 武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、 必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量 死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速 やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認められるときは、速やかにその旨を知事に通知する。また、兆候の性質により、県警察、消防等必要な機関に対しても合わせて通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

① 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、 県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、 被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指 示をする。

※【退避の指示(一例)】

- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時避難すること。
- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△(一時) 避難場所へ退避すること。

② 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内 に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。 「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

・ NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動する

よりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考え られるとき

・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない 場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれる おそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民 に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の 内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。
- ③ 市長は、緊急の場合には、警察官に対し、退避の指示を行うことを要請する。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び 県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての 最新情報を共有するほか、消防機関及び警察機関等と現地調整所等において連携を密 にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防機関の職員及び団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住 民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等 から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める ときは、警戒区域の設定を行う。

- (2) 警戒区域の設定に伴う措置等
 - ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、 事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等をする機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用、土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する 措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃 等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2)消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法 その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防機関の職員及び団 員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動、救助、救急活動等を行い、武力攻撃災 害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用 し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、 消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしても対処できないと判断した場合は、 知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び 消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速か つ円滑に実施するために、武力攻撃被害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保 するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出 動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地でない場合において、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示 を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護 可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し

情報の提供及び支援を行う。

- ④ 消防団は、施設、設備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、 消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防機関の職員及び団員、水 防団員等に対し、必ず特殊標章を交付し着用させる。

第3 生活関連等施設等における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となるものについて、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連帯した市の対処に関して必要事項を定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2)消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、 安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、 消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

一部事務組合を構成して管理している生活関連等施設について、市は、他の構成市町 及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関 と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵

所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置 される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)

② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)【措置】の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 武力攻撃原子力災害への対処

隣接県の原子力施設において武力攻撃原子力災害が発生した場合の市の活動体制、モニタリングの実施、避難退域時検査及び簡易除染の実施、飲食物の摂取制限等に関する措置等については、山形市地域防災計画第3章第35節原子力災害対策の定めの例によるものとする。

第4 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照ら して、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、 又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所

要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自 衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力 等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4)汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ 次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長及び消防長の権限

市長又は消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限
		・移動の禁止
		・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限又は禁止
		・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限
		・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄

	対	象物件	= 等	措置
第5号	建物			・立入りの制限
				・立入りの禁止
				・封鎖
第6号	場所			・交通の制限
				・交通の遮断

市長又は消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、 当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要が あるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記 表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ① 当該措置を講ずる旨
 ② 当該措置を講ずる理由
 ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
 ④ 当該措置を講ずる時期
 ⑤ 当該措置を講ずる内容
- (6) 要員の安全の確保

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の 収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

- 被災情報の収集及び報告
 - ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
 - ② 市は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、 特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
 - ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
 - ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収

集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が 指定する時間に県に対し報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市 長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防 庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導 等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、 飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、県と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

(6) 精神保健対策

市は、武力攻撃災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するために県が行う精神保

健対策に協力するよう努める。

2 廃棄物の処理

- (1) 廃棄物処理対策
 - ① 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
 - ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、 又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村からの応援等の要 請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について必要事項を定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1)被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正 三角形)

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな形は下記のとおり。)

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



(オレンジ色地に青の正三角形)





(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル)) (身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号)閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市(町村)の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考。)。

① 市長

- ・ 市の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防 団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、 速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための必 要な措置を講ずる。
- (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、

本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、 周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、 地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送 に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損 失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。 ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態への対処

緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から第182条 までの規定において基本的な事項が定められているほか、同法第183条の規定に基づき 武力攻撃事態等及び国民保護措置に関する規定が基本的に準用されることとなる。

また、市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態は、第1編第5章2に掲げる とおりであるが、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等に おける対処と類似の事態が想定される。

このため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対 処事態への対処については、警報の通知及び伝達に関する事項等を除き、武力攻撃事態等 への対処に準じて行う。

なお、この計画において、武力攻撃事態及び国民保護措置に関して定めた事項を緊急対処事態及び緊急対処保護措置に準用する際の主な用語の読み替えは、次のとおりである。

武力攻撃事態	緊急対処事態		
国民保護措置	緊急対処保護措置		
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害		
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃		
国(事態)対策本部	国(緊急対処事態)対策本部		
県(国民保護)対策本部	県(緊急対処事態)対策本部		
市(国民保護)対策本部	市(緊急対処事態)対策本部		
対処基本方針	緊急対処事態対処方針		

2 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急対処保護措置については、この計画の第1編に定める国民保護措置の実施に関する 基本方針等、第3編及び第4編に定める国民保護措置に準じた措置を実施する。

3 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされている。

このため、市長は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、第3編第4章 第1の警報の伝達等の定めに準じて、これを行う。

4 特殊標章等の標章の取扱い

武力攻撃事態等における特殊標章等の標章に関する規定は、国際的な武力紛争ではない 緊急対処事態には準用されないので留意する。

5 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定等)は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されないので留意する。

6 備蓄、避難施設等に係る取扱い

国民保護法の規定では、備蓄、避難施設等の平時における備えに係る規定については、 緊急対処事態においては準用しないこととされており、武力攻撃事態等への備えとして行 われる備蓄や避難施設等を活用することとされていることに留意する。